

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので、公告する。

平成31年1月22日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 犬 伏 秀 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

入院日用品レンタル業務委託

(2) 委託業務の仕様等

別添仕様書等による

(3) 履行期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(4) 履行場所

徳島県鳴門病院

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

2 入札の目的

レンタル品の質の向上等、患者サービスの向上を図るため総合評価一般競争入札とする。

3 入札参加資格

(1) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下、「会計規程実施規程」という。）第7条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者。

(2) 会計規程実施規程第8条の規定に該当しない者。

(3) 本院と同規模（307床）程度以上の病院において、入院日用品レンタル業務委託を元請として契約し、誠実に履行した実績を有する者。

(4) 4の（3）に示す書類を4の（4）に示す期限までに提出場所に提出し、審査の結果「適合」と認められた者。

4 入札参加手続等について

(1) 入札に参加を希望する者は、下記（2）により書類の配布を受け、（3）に掲げる書類を以下の方法により提出し、本院の確認を受けなければならない。なお、提出期限までに関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することが出来ない。

(2) 入札参加申請書類、仕様書等の配布

ア 配布期間

平成31年1月22日（火）から平成31年1月28日（月）（土日・祝日を除く。）

下記イの場所で午前9時から午後5時まで随時交付する。

イ 配布場所

所在地 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
徳島県鳴門病院 3階事務局 総務課

- (3) 入札参加申込書類
入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札参加資格確認申請書に定める添付書類
 - (4) 提出期限
平成31年2月1日（金）午後5時までに提出すること。
 - (5) 提出方法
3階事務局総務課へ持参
 - (6) 確認結果
入札参加資格の確認の結果は、平成31年2月1日（金）に申込者へ発送する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- 5 入札に係る質問と回答
- (1) 受付期間
平成31年1月22日（火）から平成31年1月29日（火）までの土日を除く、午前9時から午後5時までとし、書面（様式は自由）によりメール（m_doi@naruto-hsp.jp）により提出するものとする。
 - (2) 回答
質問に対する回答は、平成31年1月31日（木）までに参加者全員にメールにて通知する。なお、原則、口頭による質問・照会は受け付けない。
- 6 総合評価一般競争入札に係る提出書類等
- (1) 書類提出期間
平成31年2月4日（月）から平成31年2月18日（月）までの土日を除く、午前9時から午後5時まで
ただし、平成31年2月18日（月）は午後3時まで
 - (2) 提出場所
所在地 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
徳島県鳴門病院 3階事務局 総務課
 - (3) 提出方法
3階事務局総務課へ持参
 - (4) 提出書類
ア 評価基準の「提出書類」欄に記載のある書類（10部）
- 7 落札者の決定方法
- 落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。
- (1) 評価に当たっては、250点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。
 - (2) 評価を企業評価、技術的評価及びその他に区分し、それぞれ40点、200点、10点とする。
 - (3) 本基準の詳細は入札説明書による。
- 8 入院日用品レンタル業務委託契約選定委員会による審査会
- 落札者の決定に際しては、入札参加者によりプレゼンテーションを実施していただき、入院日用品レンタル業務委託契約選定委員会委員による審査会を実施し評価を行う。

審査会は、平成31年2月19日（火）13：30から15：00までの間で、1社あたり30分程度の説明（質疑応答含む）とする。詳細な時間は別途連絡する。

9 落札結果

落札審査結果は、平成31年2月28日（木）までにすべての入札参加者へ文書で通知する。

10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他病院の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 入札書類の内容について、当院は、当該契約の選定以外に無断で使用することはしない。
- (4) 提出された書類等は、その理由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことは出来ない。
- (5) 審査会において、書面以外で口頭説明があったことについても提案事項とみなす。
- (6) 入札に伴って提出された書類は、返却しない。
- (7) 虚偽の記載をした入札関係書類は、無効とする。
- (8) 入札書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

以上